

○石岡市勤労青少年ホーム規則

平成20年3月27日

教育委員会規則第7号

改正 平成21年3月26日教委規則第2号

石岡市勤労青少年ホーム規則(平成17年石岡市教育委員会規則第38号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、石岡市勤労青少年ホーム条例(平成20年石岡市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により石岡市勤労青少年ホーム(以下「青少年ホーム」という。)の施設の使用の許可を受けようとする者は、勤労青少年ホーム利用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用の日が属する月の前月1日から行うことができる。

(使用許可)

第3条 教育委員会は、青少年ホームの施設の使用を許可したときは、勤労青少年ホーム利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を申請者に交付する。

(許可事項の変更)

第4条 前条の規定により許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可事項を変更する必要があるときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、勤労青少年ホーム使用料減免申請書(様式第3号)を使用期日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 使用料を減免する場合の減免の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 市(市の機関を含む。)が主催する行事に使用するとき 免除

(2) 教育委員会が特に必要があると認めるとき 免除又は使用料金の半額

(使用料の返還)

第6条 条例第12条ただし書に規定する使用料の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかったとき 全額

(2) 使用料を納めた者が、使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得

ない事由があると認めるとき 半額

- 2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、勤労青少年ホーム使用料金返還申請書（様式第4号）に使用料を納付したことを証する領収書及び許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品を展示、販売、配布又はこれらに類する行為をしないこと。
- (3) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（指定管理者による管理等）

第8条 条例第15条に規定する指定管理者による管理を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、この規則の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「石岡市会計職員」とあるのは「取扱者」とする。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の石岡市勤労青少年ホーム規則（平成17年石岡市教育委員会規則第38号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月26日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

その1

勤労青少年ホーム利用許可申請書
(体育館以外)

第 号
年 月 日

石岡市教育委員会 あて

申 請 者	利用証登録番号	No.
	団 体 名	
	住 所	
	氏 名	
	使用責任者	
	連絡先電話番号	

次のとおり利用したいので申請します。

なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

利用目的							入場料等徴収の有無	有 (円)・無	
※利用室を○で囲んで下さい ※利用人数()内は市外の利用者数									
利用日		/	/	/	/	/	/	/	
午前	時 分 ~	軽運・和室 集会・小・大							
	時 分まで	音楽・料理							
	人数	()	()	()	()	()	()	()	
利用日		/	/	/	/	/	/	/	
午後	時 分 ~	軽運・和室 集会・小・大							
	時 分まで	音楽・料理							
	人数	()	()	()	()	()	()	()	
利用日		/	/	/	/	/	/	/	
夜間	時 分 ~	軽運・和室 集会・小・大							
	時 分まで	音楽・料理							
	人数	()	()	()	()	()	()	()	
使用料		領 取 書 (控)			備 考		利用許可の条件		
		利用証登録者	無 料						
		条例第5条第2項の者	(基本額)	円					
		市外の利用者	(加算額)	円					
		入場料を徴収する者	(加算額)	円					
		合 計							
上記正に領収しました。 年 月 日				決 裁				受付者	
石岡市会計職員 印									

その2

勤労青少年ホーム利用許可申請書
(体 育 館)

第 号
年 月 日

石岡市教育委員会 あて

申 請 者	団 体 名	
	住 所	
	氏 名	
	使 用 責 任 者	
	連 絡 先 電 話 番 号	

次のとおり利用したいので申請します。
なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

利用目的						入場料等徴収の有無	有 (円) ・ 無	
利用日時		/	/	/	/	/	/	/
午前	時 分 ~ 時 分まで	・午前	・午前	・午前	・午前	・午前	・午前	・午前
午後	時 分 ~ 時 分まで	・午後	・午後	・午後	・午後	・午後	・午後	・午後
午後	時 分 ~ 時 分まで	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間
利用日時		/	/	/	/	/	/	/
午前	時 分 ~ 時 分まで	・午前	・午前	・午前	・午前	・午前	・午前	・午前
午後	時 分 ~ 時 分まで	・午後	・午後	・午後	・午後	・午後	・午後	・午後
午後	時 分 ~ 時 分まで	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間	・夜間
利用する付帯設備	支柱・ネット・バスケットバックボード・卓球台・その他()							
対象者及び利用予定人員	1・高校生以下 市内 人 市外 人		2・一般 市内 人 市外 人		計 人			
使用料	領収書(控)				備考			
	高校生以下	(基本額)		円		利用許可の条件		
	一般	(基本額)		円				
	市外の利用者	(加算額)		円				
	入場料を徴収する者	(加算額)		円				
合計				円				
上記正に領収しました。 年 月 日				決 裁				受付者
石岡市会計職員				印				

様式第2号(第3条関係)

その1

勤労青少年ホーム利用許可書
(体育館以外)

第 号
年 月 日

石岡市教育委員会 あて

申請者	利用証登録番号	No.
	団体名	
	住所	
	氏名	様
	使用責任者	
	連絡先電話番号	

次のとおり利用することを許可します。

利用目的								入場料等徴収の有無	有 (円) ・ 無
※利用室を○で囲んで下さい		※利用人数()内は市外の利用者数							
利用日		/	/	/	/	/	/	/	
午前	時 分 ~	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	
	時 分まで	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	
	人数	()	()	()	()	()	()	()	
利用日		/	/	/	/	/	/	/	
午後	時 分 ~	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	
	時 分まで	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	
	人数	()	()	()	()	()	()	()	
利用日		/	/	/	/	/	/	/	
夜間	時 分 ~	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	軽運・和室 集会・小・大	
	時 分まで	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	音楽・料理	
	人数	()	()	()	()	()	()	()	
使用料	領 収 書				備 考		利用許可の条件		
	利用証登録者				無 料				
	条例第5条第2項の者				(基本額)		円		
	市外の利用者				(加算額)		円		
	入場料を徴収する者				(加算額)		円		
合 計						円			
上記正に領収しました。 年 月 日				年 月 日					
石岡市会計職員 印				石岡市教育委員会 印					

その2

勤労青少年ホーム利用許可書
(体 育 館)

第 号
年 月 日

石岡市教育委員会 あて

申 請 者	団 体 名	
	住 所	
	氏 名	様
	使 用 責 任 者	
	連 絡 先 電 話 番 号	

次のとおり利用することを許可します。

利用目的					入場料等徴収の有無	有 (円) ・ 無	
利用日時		/	/	/	/	/	/
午前	時 分 ~ 時 分 まで	・ 午前	・ 午前	・ 午前	・ 午前	・ 午前	・ 午前
午後	時 分 ~ 時 分 まで	・ 午後	・ 午後	・ 午後	・ 午後	・ 午後	・ 午後
午後	時 分 ~ 時 分 まで	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間
利用日時		/	/	/	/	/	/
午前	時 分 ~ 時 分 まで	・ 午前	・ 午前	・ 午前	・ 午前	・ 午前	・ 午前
午後	時 分 ~ 時 分 まで	・ 午後	・ 午後	・ 午後	・ 午後	・ 午後	・ 午後
午後	時 分 ~ 時 分 まで	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間	・ 夜間
利用する付帯設備	支柱・ネット・バスケットバックボード・卓球台・その他()						
対象者及び利用予定人員	1・高校生以下 市内 人 市外 人 2・一般 市内 人 市外 人					計 人	
使用料	領収書					備考	
	高校生以下	(基本額)			円	利用許可の条件	
	一般	(基本額)			円		
	市外の利用者	(加算額)			円		
	入場料を徴収する者	(加算額)			円		
	合計			円			
上記正に領収しました。 年 月 日				年 月 日			
石岡市会計職員 印				石岡市教育委員会 印			

様式第3号(第5条関係)

	※ 受付年月日 年 月 日 第 号 年 月 日										
石岡市教育委員会 あて											
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">利 用 責 任 者</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">団 体 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td></td> </tr> </table>		利 用 責 任 者		団 体 名		住 所		氏 名	印	電 話 番 号	
利 用 責 任 者											
団 体 名											
住 所											
氏 名	印										
電 話 番 号											
勤労青少年ホーム使用料減免申請書											
下記により、石岡市勤労青少年ホームの使用料の減額・免除を受けたいので申請いたします。											
記											
利 用 目 的											
利 用 時 間	年 月 日 曜日 午 時 分 ~ 午 時 分										
利 用 施 設	1F 軽運動室 ・ 料理講習室										
	2F 集会室(大・小)・和室(茶室)・音楽室・図書室										
	体育館										
利 用 予 定 人 員	人										
減 免 事 由											
1 減 額 2 免 除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">受 付 者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				受 付 者						
			受 付 者								

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

石岡市教育委員会 あて

利 用 責 任 者	
団 体 名	
住 所	
氏 名	
電 話 番 号	

勤労青少年ホーム使用料返還申請書

下記により、勤労青少年ホームの使用料金の返還を申請いたします。

記

使用目的			
使用時間	年 月 日		曜日
	午 時 分	～ 午 時 分	
許可年月日	年 月 日	許可番号	
使用施設			
既納使用料金	円	納入年月日	年 月 日
返納申請理由			
返納の根拠	返納区分	返納金額	
<input type="checkbox"/> 規則第6条1項	全 額	円	
	半 額		

※ 太枠内は、記入しないでください。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平21教委規則 2・全改)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平21教委規則 2・全改)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)